

資料編

上尾市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 5 月 11 日

市長決裁

(設置)

第 1 条 上尾市多文化共生推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、上尾市多文化共生推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム設置規程(平成 23 年上尾市訓令第 5 号)第 1 条の規定により設置された上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チームが、上尾市多文化共生推進計画策定市民会議設置要綱(平成 23 年 5 月 11 日市長決裁)第 1 条の規定により設置された上尾市多文化共生推進計画策定市民会議による意見及び提言を反映させて作成した推進計画の案を調査審議する。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 多文化共生に関し学識経験を有する者 1 人
- (2) 上尾市国際交流協会を代表する者 1 人
- (3) 上尾市区長会連合会を代表する者 1 人
- (4) 上尾市民生委員・児童委員協議会を代表する者 1 人
- (5) 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会を代表する者 1 人
- (6) 上尾市 PTA 連合会を代表する者 1 人
- (7) 上尾市小学校長会を代表する者 1 人
- (8) 警察関係者 1 人
- (9) 上尾市多文化共生推進計画策定市民会議設置要綱第 1 条に規定する上尾市多文化共生推進計画策定市民会議を代表する者 2 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときはその職を失う。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議への出席等)

第7条 委員会は、その業務の遂行に当たり必要があると認めるときは、多文化共生に関し専門的知識を有する者に対して、会議への出席を求め、又は関係者及び関係機関に対して、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(報告)

第8条 委員長は、推進計画の策定に係る調査審議が終了した時、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政部自治振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

上尾市多文化共生推進計画策定市民会議設置要綱

平成 23 年 5 月 11 日

市長決裁

(設置)

第 1 条 上尾市多文化共生推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、広く市民及び事業者から意見を募り、それらを推進計画に反映させるため、上尾市多文化共生推進計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム設置規程(平成 23 年上尾市訓令第 5 号)第 1 条の規定により設置された上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チームが推進計画の案を作成するに当たり、市民又は事業者の視点から意見を述べるとともに、必要に応じ多文化共生の社会の実現を図る観点から提言を行う。

(構成)

第 3 条 市民会議は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で、市内に住所を有するもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 上尾市国際交流協会の個人会員又は家族会員 3 人
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 2 人
- (3) 上尾市在住外国籍市民のための相談員 1 人
- (4) 公募に応じた者 4 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 市民会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議への出席等)

第7条 市民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、多文化共生に関し専門的知識を有する者に対して、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者及び関係機関に対して、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、企画財政部自治振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム設置規程

平成 23 年 4 月 12 日

訓令第 5 号

本庁

上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム

(設置)

第 1 条 上尾市多文化共生推進計画(以下「推進計画」という。)の策定にあたり、その案を作成するため、上尾市組織規則(昭和 59 年上尾市規則第 11 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、上尾市多文化共生推進計画策定プロジェクト・チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 チームは、推進計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第 3 条 チームは、リーダー 1 人、サブ・リーダー 1 人及びメンバー 8 人をもって組織する。

(職務従事の形態)

第 4 条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(報告)

第 5 条 チームは、推進計画の案を作成したときは、その内容を速やかに市長に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

第 6 条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第 7 条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第 8 条 チームの庶務は、企画財政部自治振興課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

上尾市多文化共生推進計画 策定の経過

日程	会議名	主な内容
平成 23 年 4 月 20 日	任命式 第 1 回プロジェクト・チーム(P T)会議	<ul style="list-style-type: none"> ①上尾市国際交流推進計画(平成 14~23 年) ②上尾市多文化共生推進計画策定作業について ③アンケート調査の実施について ④今後の予定について
5 月 25 日	第 2 回 P T 会議	<ul style="list-style-type: none"> ①各課回答を踏まえた計画の項目の検討 ②アンケート項目について ③各分科会から市民会議に提案すべき項目の検討
5 月 31 日	任命式 第 1 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ①上尾市国際交流推進計画(平成 14~23 年) ②上尾市多文化共生推進計画策定作業について ③アンケート調査の実施について ④P T から提案されたテーマについての意見交換 「外国人にやさしい刊行物・案内板の表示方法について」 ⑤今後の予定について
6 ~ 7 月	外国人市民向けアンケート、職員向けアンケートの実施	
6 月 22 日	第 3 回 P T 会議	<ul style="list-style-type: none"> ①第 1 回市民会議報告 ②市民会議に提案する項目の検討 ③計画項目の再検討(小項目の見直しと現計画の評価) ④職員向けアンケートについて
7 月 8 日	第 2 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ①計画策定の進捗状況について ②外国人向けアンケート結果について ③P T から提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「外国人にやさしい刊行物・案内板の表示方法について」 【意見交換】 ・「環境・清掃(リサイクル・ごみの分別推進)への取り組みについて」 ・「日本人や外国人への効果的な情報発信や周知の仕方について」
7 月 13 日	第 4 回 P T 会議	<ul style="list-style-type: none"> ①第 2 回市民会議報告 ②市民会議に提案する項目の検討 ③アンケート集計結果について ④多文化共生推進計画の体系について
7 月 26 日	委嘱式 第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①会議の公開について ②上尾市国際交流推進計画(平成 14~23 年)について ③上尾市多文化共生推進計画策定作業について ④計画策定の進捗状況について ⑤今後の予定について

日程	会議名	主な内容
8月9日	第5回PT会議	①第1回策定委員会報告 ②多文化共生推進計画の基本理念について ③市民会議への提案項目について
8月26日	第3回市民会議	①計画策定の進捗状況について ②PTから提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「環境・清掃への取り組みについて」 ・「日本人や外国人への効果的な情報発信や周知の仕方について」 【意見交換】 ・「日本語を習得するための具体的な方策について」 ・「外国人市民・生徒、帰国児童・生徒への支援について」 ・「外国人の地域活動への参加促進について」 ・「多文化共生の新たな拠点について」
9月15日	第6回PT会議	①第3回市民会議報告 ②市民会議への提案項目の検討 ③計画体系の確定 ④計画素案の検討 ⑤目標指標について
9月30日	第4回市民会議	①計画策定進捗状況について ・現行計画の評価について ・計画体系図について ②PTから提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「日本語を習得するための具体的な方策について」 ・「外国人市民・生徒、帰国児童・生徒への支援について」 ・「外国人の地域活動への参加促進について」 ・「多文化共生の新たな拠点について」 【意見交換】 ・「窓口でのコミュニケーション支援について」 ・「医療保険の加入と健康促進について」
10月14日	第7回PT会議	①第四回市民会議報告 ②市民会議への提案項目の検討 ③計画素案の検討 ④担当課ヒアリングについて
10月25日	第2回策定委員会	①多文化共生推進計画策定進捗状況について ②計画素案の検討について ③今後の予定について
11月	「具体的な取り組み」担当課ヒアリングの実施	
11月22日	第8回PT会議	①ヒアリング結果報告 ②ヒアリング結果のまとめ ③市民会議への提案項目の検討

日程	会議名	主な内容
12月2日	第5回市民会議	PTから提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「窓口でのコミュニケーション支援について」 ・「医療保険の加入と健康促進について」 【意見交換】 ・「防災や防犯に関するメールを全ての人にもっと分かりやすく」 ・「外国人市民の就労支援」 ・「多文化共生推進ボランティアの活用方法」
12月14日	第9回PT会議	①第5回市民会議報告 ②計画素案の最終修正 ③全体調整
平成24年 1月17日	第3回策定委員会	①多文化共生推進計画策定進捗状況について ②計画案の検討について ③今後の予定について
1月25日 ～2月24日	市民コメント（意見募集）の実施	
1月27日	第6回市民会議	①PTから提案されたテーマについての意見交換 【報告】 ・「防災や防犯に関するメールを全ての人にもっと分かりやすく」 ・「外国人市民の就労支援」 ・「多文化共生推進ボランティアの活用方法」 ②市民会議から出た意見のまとめ ③市民会議委員からの感想 ④今後のスケジュール
1月31日	第10回PT会議	①計画策定の進捗状況について ②第3回策定委員会報告 ③第6回市民会議報告 ④庁内説明会準備 ⑤スケジュールについて
2月15日	第11回PT会議	庁内説明会準備作業
3月9日	第12回PT会議	庁内説明会リハーサル
3月21日	第4回策定委員会	①市民コメント結果報告 ②最終計画案の確認 ③調査審議結果の報告

上尾市多文化共生推進計画策定委員会委員名簿(策定委員会)

(◎：委員長、○：副委員長)

氏名	区分	団体・職名
◎ 富沢 賢治	学識経験者	聖学院大学大学院 政治政策学研究科教授
○ 清水 義憲	上尾市国際交流協会	会長
中村 章男	上尾市区長会連合会	副会長
廣田 眞理子	上尾市民生・児童委員協議会	会長
坂戸 公修	上尾市社会福祉協議会	事務局長
金子 禎伴	上尾市PTA連合会	会長
強瀬 誠	上尾市小学校長会	富士見小学校長
難波 良充	警察関係者	刑事課課長代理
三枝 春野	市民会議代表	—
高瀬 陽子	市民会議代表	—

(平成23年4月1日現在)

上尾市多文化共生推進計画策定市民会議委員名簿(市民会議)

(◎：委員長、○：副委員長)

氏名	区分	備考
安田 朋子	上尾市国際交流協会	副会長
大野 純子	上尾市国際交流協会	理事
松井 ゆみ	上尾市国際交流協会	理事
星野 恵	市内事業所	日本ミクロ工業株式会社
岡元 優衣	市内事業所	株式会社 ビックサドー
○ 高瀬 陽子	上尾市在住外国籍市民のための 相談員	—
◎ 三枝 春野	公募	—
田中 新一	公募	—
小田 セン	公募	—
新保 グレース	公募	—

(平成23年4月1日現在)

**上尾市多文化共生推進計画策定
庁内プロジェクトチームメンバー名簿（PT会議）**

（◎：リーダー、○：サブリーダー）

氏名	所属	職名
○ 藤波 由浩	企画財政部総合政策課	主任
周 暁蘭	総務部職員課	主査
◎ 長島 徹	健康福祉部こども支援課	副主幹
西山 景子	健康福祉部障害福祉課	主事
○ 榎本 美代子	健康福祉部健康推進課	主任保健師
小島 一樹	市民部市民課	主事
萩原 淳史	市民部納税課	主事
河原塚 智美	建設部下水道課	主任
吉田 慎	消防本部予防課	主任
田中 栄次郎	学校教育部指導課	副主幹

（平成23年4月1日現在）

【事務局】

氏名	所属	職名
山本 敏雄	企画財政部自治振興課	主席副参事兼課長
鈴木 弘典	〃	主幹
岡野 衣里	〃	主事

（平成23年4月1日現在）

上尾市多文化共生推進計画

2012（平成24）年3月

発行 上尾市企画財政部自治振興課
〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-4597（直通）
ファクス 048-775-9819
メール s53000@city.ageo.lg.jp
ホームページ <http://www.city.ageo.lg.jp/>